# 参考資料：立地適正化計画（都市再生特別措置法）

| | | |
|---|---|---|
| 37 | 38 | 39 |
| 45 | 46 | 47 |
| 53 | 54 | 55 |

≪凡例≫

- 都市機能誘導区域（居住誘導区域も含む）
- 居住誘導区域

注意
（1）本資料については，令和6年12月に作成したものです。
（2）本資料の参照元データが古い場合等がありますので，最新情報は指定権者に必ず確認してください。
（3）本資料は地図作成上の誤差が含まれています。

S = 1/3,000

0 250 500 750 m